

第24回 相続税の申告状況(平成24年分) および相続税の申告に関する基礎知識と注意点

税理士
内田 麻由子

■概要

平成27年1月から相続税の基礎控除が4割縮小されます。この改正により、相続税の課税割合は4%台から6～7%台に増えるとされています。

今回は、国税庁から平成25年12月に発表された平成24年分の相続税の申告状況に関するデータを紹介するとともに、相続税の申告に関する基礎知識、相続税について注意したい点についてもみてみましょう。

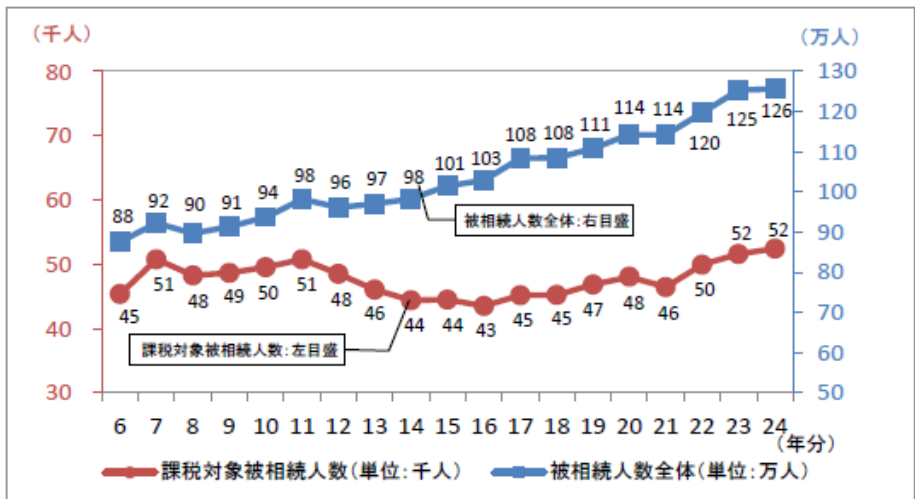
【1】平成24年分の相続税の申告の状況

平成24年中(平成24年1月1日～平成24年12月31日)に亡くなった人から、相続や遺贈などにより財産を取得した人に係る申告事績の概要は次のとおりです。

1. 被相続人数と課税割合

被相続人数(死亡者数)は約126万人(平成23年約125万人)、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約5万2千人(平成23年約5万2千人)で、課税割合は4.2%(平成23年4.1%)となっており、平成23年より0.1ポイント増加しました。

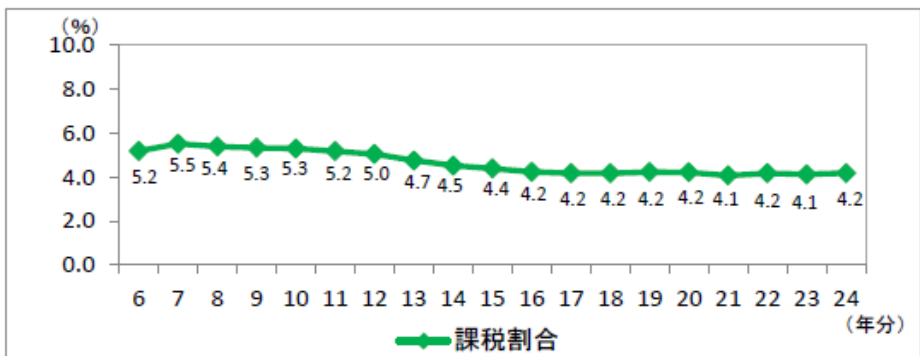
被相続人数の推移



※国税庁

(注) 被相続人数（死亡者数）は厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

課税割合の推移



※国税庁

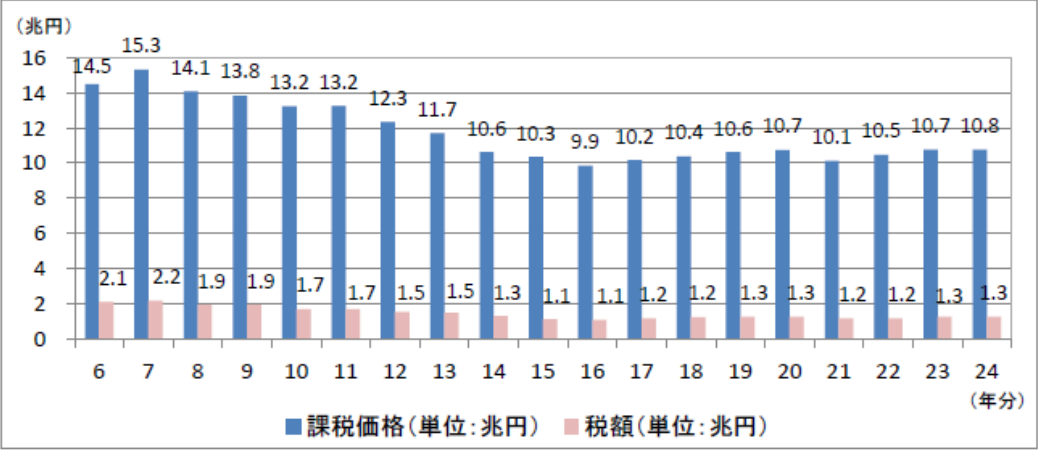
2. 課税価格

課税価格は10兆7,706億円（平成23年10兆7,397億円）で、被相続人1人当たりでは2億557万円（平成23年2億830万円）となっています。

3. 税額

税額は1兆2,514億円（平成23年1兆2,520億円）で、被相続人1人当たりでは2,388万円（平成23年2,428万円）となっています。

相続税の課税価格及び税額の推移



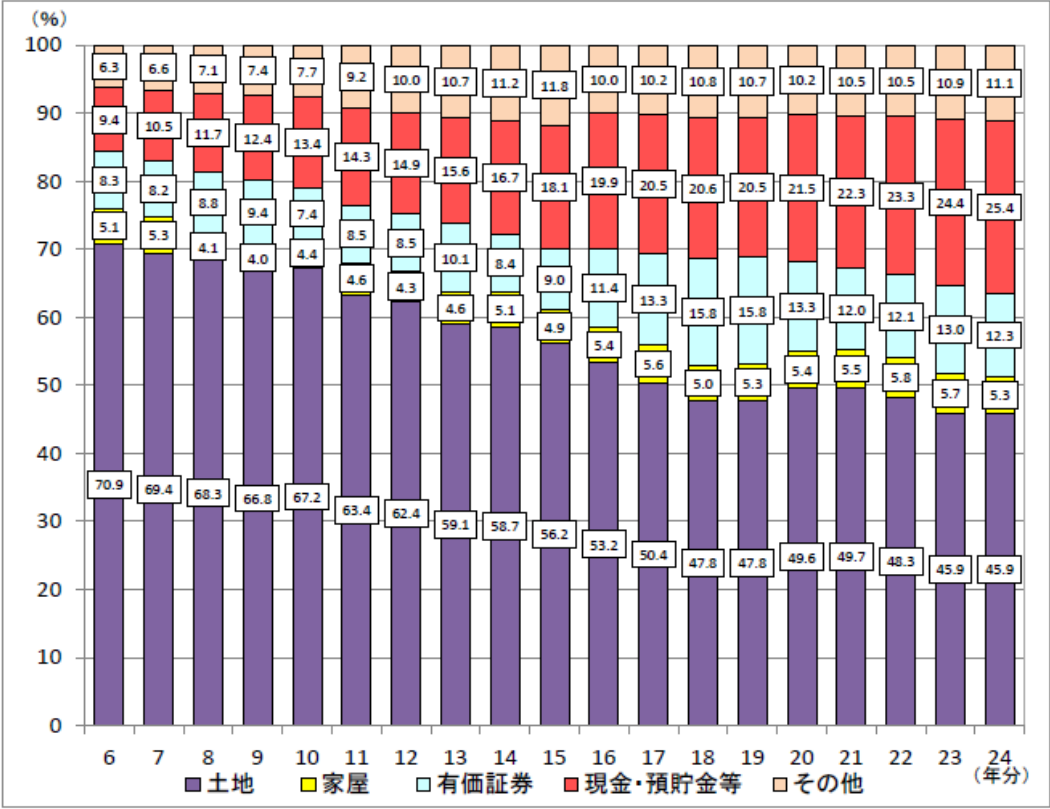
(注) 「課税価格」は、相続財産価額から、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額及び相続時精算課税適用財産価額を加えたものである。

※国税庁

4. 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地 45.9% (平成 23 年 45.9%)、現金・預貯金等 25.4% (平成 23 年 24.4%)、有価証券 12.3% (平成 23 年 13.0%) の順となっています

相続財産の金額の構成比の推移



※国税庁

相続税の申告事績

| 項目 | | 年 分 | | |
|----|---------------------------------------|-------------------------------|----------------|-------------|
| | | 平成23年分 | 平成24年分 | 対前年比 |
| ① | 被相続人数(死亡者数) | 人 1,253,066 | 人 1,256,359 | % 100.3 |
| ② | 相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数 | 人 51,559 | 人 52,394 | % 101.6 |
| ③ | 課税割合 (②/①) | % 4.1 | % 4.2 | ポイント 0.1 |
| ④ | 相続税の納税者である 相続人数 | 人 125,152 | 人 126,452 | % 101.0 |
| ⑤ | 課税価格 | 億円 107,397 | 億円 107,706 | % 100.3 |
| ⑥ | 税額 | 億円 12,520 | 億円 12,514 | % 100.0 |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 た り 人 | 課税価格 (⑤/②) 万円 20,830 | 万円 20,557 | % 98.7 |
| ⑧ | | 税額 (⑥/②) 万円 2,428 | 万円 2,388 | % 98.4 |

- (注) 1 平成23年分は、平成24年10月31日までに提出された相続税額のある「申告書（修正申告書を除く。）」データ（確定値）に基づいて作成している。
- 2 平成24年分は、平成25年10月31日までに提出された相続税額のある「申告書（修正申告書を除く。）」データ（速報値）に基づいて作成している。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額から、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額及び相続時精算課税適用財産価額を加えたものである。
- 4 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

【2】相続税の申告に関する基礎知識

1. 相続税の申告期限

相続税の申告期限は、死亡したことを知った日（相続開始日）の翌日から10ヶ月以内です。遺言書がない場合には、それまでに遺産分割協議を終える必要があります。

相続税の申告は、亡くなった人の住所地の所轄税務署に、相続人全員がひとつの申告書を作成して申告します。所得税や贈与税の申告のように、自分がもらった財産について各人が別々に申告するわけではありません。税理士は、相続人全員から依頼を受けて申告業務を行います。

2. 相続税の納付期限と納付方法

相続税の納付期限は、申告期限と同様に死亡したことを知った日（相続開始日）の翌日から10ヶ月以内です。

相続税の納付方法は、原則として、現金一括納付です。生命保険金や相続した預貯金などの金融資産で現金一括納付ができれば問題ないのですが、主な財産が不動産などの場合には、不動産の一部を売却して納税資金に充てるなどの必要が生じてきます。

現金一括納付ができない場合に限って「延納」と「物納」の制度もあります。「延納」は分割払いで納付することです。「物納」は相続した不動産などの財産で納付することです。しかし、延納と物納は適用要件がとても厳しくなっています。事前に納税対策をする場合には、現金一括納付ができるように準備しておく方がよいでしょう。

なお、相続人のうちの誰か一人が相続税を納めないと、「連帯納付義務」といって、他の相続人のところへ督促が来てしまいます。

3. 申告期限までに遺産分割が決まらない場合

相続税の申告期限までに遺産分割がまとまらない場合でも、税務署はいつまでも待つてはくれません。各相続人が法定相続分で相続したものとして相続税を計算し、10ヶ月以内に申告・納税しなければなりません。

ただしその場合には「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の評価減の特例」などの相続税を大幅に減額できる特例が使えないため、相続税が高額になる可能性があります。できるだけ申告期限の10ヶ月より前に遺産分割協議を終えるようにしましょう。

なお、その後、遺産分割協議が調った場合には、遺産分割協議書に基づいて、本来の相続税を計算します。税金を納め過ぎていた人は還付を受け（更正の請求）、納めた税金が不足していた人は追加で納付します（修正申告）。

【3】相続税についての注意点

1. 財産の棚卸しと相続税の試算を

いざ相続が発生したときに、財産や債務の状況がわからないと、遺された家族は大変です。毎年健康診断をするように、財産についても定期的に棚卸しをして、不動産や金融資産についての一覧表を作っておくといいですね。

また、相続税における財産評価は、原則として相続開始時の時価で評価します。預貯金や上場株式は価額がわかりやすいのですが、土地や自社株の財産評価は複雑です。相続税が減額できる特例が使えるかどうかなどについても、安易な判断は禁物です。

相続税がかかると思われる場合には、早めに税理士に相談して、相続税の試算をしてもらうとよいでしょう。遺言書をつくる時や生命保険金の受取人を決める際にも、相続税の試算をあらかじめしておくことで、納税のことまで考慮した内容にすることができます。

2. 相続税がかからなくても申告が必要な場合

よく「配偶者は1億6,000万円まで相続税はかからないのだから、うちには相続税は関係ないわ」と思っている方や、「小規模宅地の評価減の特例があるから相続税の心配はしなくてよい」という方がいます。

確かに、これらの特例を使えば相続税がかからないケースがあります。しかし「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の評価減の特例」は、相続税の申告をしてはじめて認められる特例です。つまり「相続税はかからなくても、相続税の申告はする必要がある」のです。相続税がかからないのだから申告もする必要がないと思っている方が多いのですが、そうではありません。

相続税の特例を使いたい場合には、たとえ税額はゼロでも申告をする必要があるということをおぼくおきましょう。

3. 「おひとりさま」の相続税は多額になることも

「父の相続のときに相続税がかからなかったのだから、母の相続のときにも同じだろう」と安易に考えている人が多いのですが、そうではありません。

配偶者がいる場合には、「配偶者の税額軽減」が使えることと、自宅の土地についてもほとんどが「小規模宅地の評価減の特例」が使えるため、相続税がかからないケースが多いのです。

しかし、配偶者がいない「おひとりさま」の相続（二次相続）のときには、基礎控除も1人分少なくなり、「配偶者の税額軽減」もありません。また子が同居していなければ、原則として「小規模宅地の評価減の特例」も使えないため、思ったよりも多額の相続税がかかることがあります。

認知症になってしまったり、亡くなってしまってからでは、できることは限られてしまいます。父母が80歳を過ぎて介護施設に入り、ご自身が定年退職して時間ができてから、ようやくご相談にお見えになる方も多いのが現状です。配偶者のいない「おひとりさま」の相続税対策については、早めに税理士に相談しましょう。

【注】

本稿は2014年6月1日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。

Writer's Profile 内田 麻由子 / Mayuko Uchida



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本相続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て2003年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010年に一般社団法人日本相続協会を設立。「円満相続の3K～感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続（相続）」を楽しく学ぶ『相続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える相続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書（監修）「FP知識シリーズ 相続・贈与編」（セールス手帖 社保F P S研究所）